

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 18 日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 菊 地 伸 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 3 日から 令和 7 年 12 月 10 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 7 日 午後 1 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 22 日 午前 9 時 10 分から 令和 7 年 12 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、入札期間の最終日は午後 5 時までです。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,080,000 1,664,000	一括	416,000	71,934	0
1	800,000				
2	1,280,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 |
| | 地 番 | 1 4 6 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 9 . 4 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 1 4 6 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 7 0 . 1 0 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 物置 |



物 件 明 細 書

令和 7年10月23日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 菊 地 伸 行

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地(地番146番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 |
| | 地 番 | 1 4 6 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 9. 4 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 1 4 6 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 7 0. 1 0 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 物置 |



令和 7年(ケ)第 60号
令和 7年 8月14日受理
令和 7年 9月22日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所熊谷支部

執行官 大 島 孝 次

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 |
| | 地 番 | 1 4 6 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 9. 4 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 1 4 6 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 7 0. 1 0 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類:物置 ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 物置(空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件 1 関係

1 本土地と隣接地との境界について

- (1) 本土地の範囲は、土地建物位置関係図（以下「関係図」という。）に表示したア、イ、ウ、エオ、アの各点を順次結んだ線の範囲内である
- (2) 関係図記載のア、イの各点を結んだ線は、明確な区分がなされていないため、不明確である。
なお、公図及び建物図面を参考に概測した結果、境界線付近に施されている犬走り及び舗装部分は、隣接地にはみ出している可能性がある。
- (3) 関係図記載のイ、ウ、エの各点を結んだ線は、フェンス塀及びブロック塀により区分されており、明確である。
- (4) 関係図記載のエ、アの各点を結んだ線は、道路に面しているところ、側溝により区分されており、明確である。

2 本土地上に、構築物（動産・物置）が存在する。

3 本土地上に、アセチレンガス、酸素ガス及びアルゴンガスの各ボンベが存在する。

4 本土地上に、電柱が存在する。

■ 物件 2 関係

1 調査時の実情

本建物に臨場したところ、現に利用されている様子が窺えないため、所有者会社代表者に調査協力を求めるも協力が得られないことから、解錠の上立ち入って調査を実施した。建物内には、機械器具及びその他の動産類が存在するものの、現に利用している様子は窺えず動産類が乱雑に置かれた物置の状態であった。また、建物内には、所有者宛宅配便及び納品書等が存在し、所有者会社以外の第三者が占有しているような徴表は窺えなかった。

2 建物内の機械器具について

若干の機械器具が存在するが、維持管理状態（稼働させるためには、相当のメンテナンス費用が必要と推測される。）及び現況からは使用に耐えられないものと認められる。また、第三者からのリース物件と思われる表示も存在するが、所有者会社代表者に調査協力を求めるも、協力が得られないことから、各機械器具の所有者の認定ができない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本土地建物の占有関係について
現況から、2枚目記載のとおり認定した。
- その他
本土地上に存在する構築物（物置）については、鉄パイプを組んで造作したものであり、定着性もなく解体が容易であることから、動産と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年8月15日 (金) 10:40-10:50	物件所在地	外観調査
7年8月21日 (木) 14:50-14:55	熊谷市妻沼 (所有者会社代表者 宅)	調査協力依頼書投函
7年8月22日 (金) 9:50-9:55	法務局 (熊谷)	全部事項証明書交付申請 (隣地)
7年9月9日 (火) 15:45-16:35	物件所在地	立入調査, 概測 [評価人同行]
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

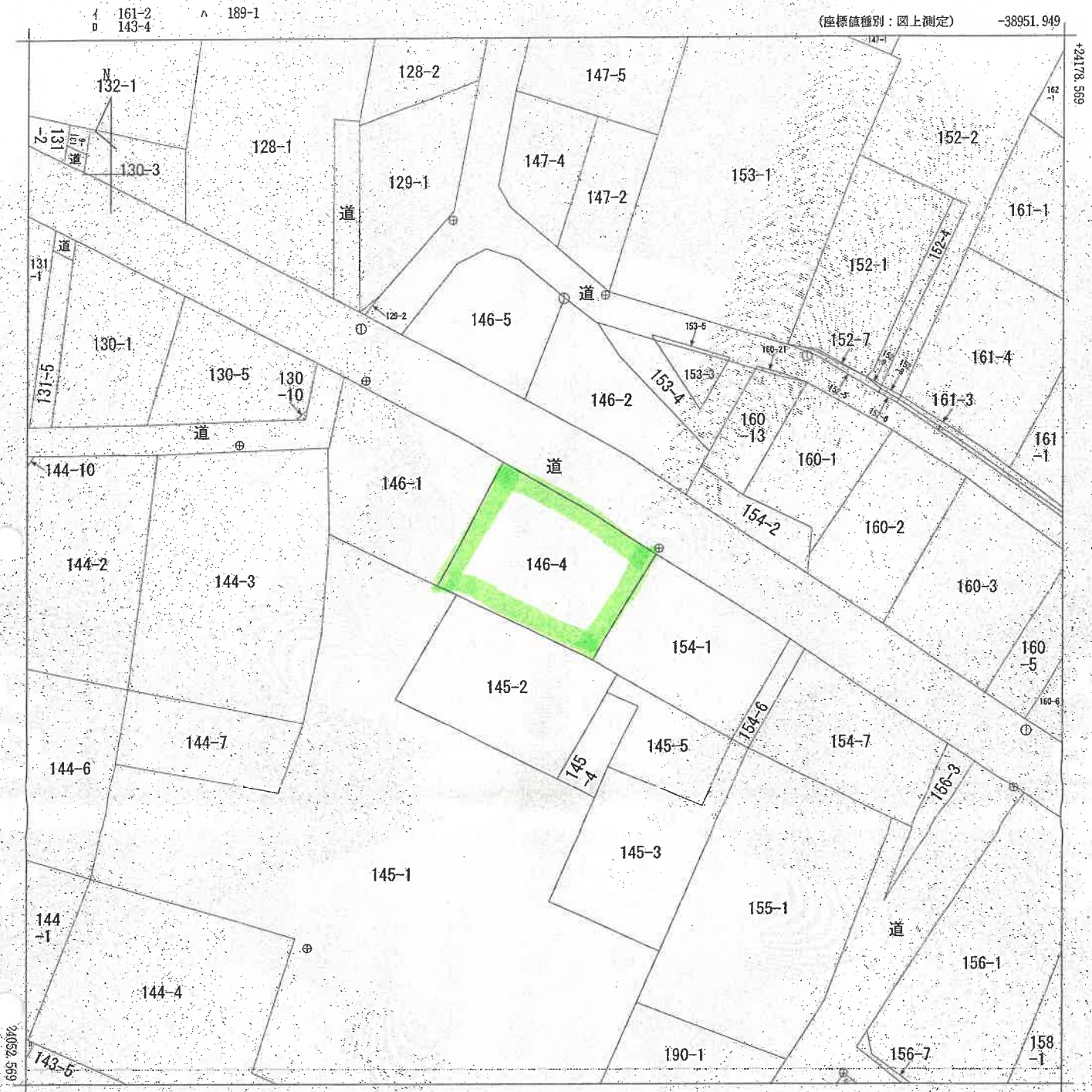
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 9 月 9 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(座標値種別：図上測定) -39076.949

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokufaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
善ヶ島

請 求 部	所 在	熊谷市善ヶ島字宮西				地 番	146番4			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅸ	分 類	地図に準ずる図面		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和45年4月				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

令和7年6月19日
さいたま地方税務局熊谷支局
登記官

請求番号：22-1
(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成17年4月4日
2248468

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月19日 さいたま地方延務局熊谷支局

登記官

(7枚目)

A3判をA4判に縮小

各階平面図

家屋番号
146番4

建物の所在
大里郡基沼町大字善久島字宮西146番地4

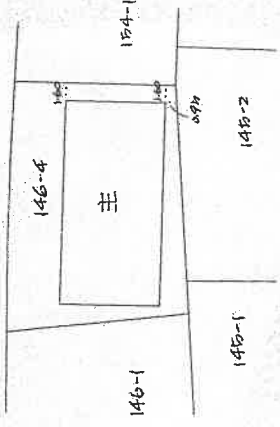
熊谷市



求 積

$$18.90 \times 9.00 = 170.1000 \quad 170.10 \text{ (m}^2\text{)}$$

道 路



作製者
地
主
家

日作製)

縮尺 1/250

申請人

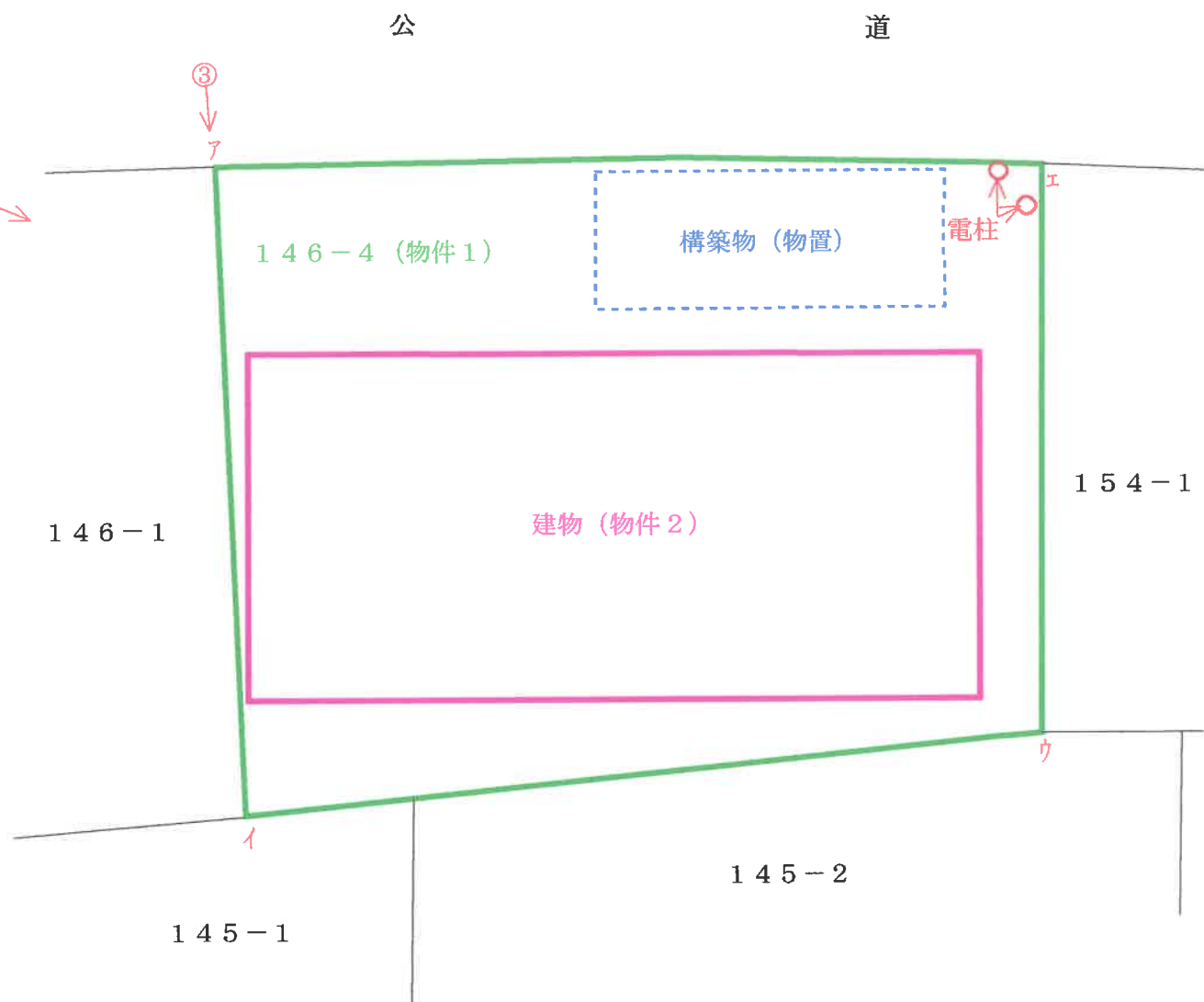
縮尺 1/500

(埼玉土地家屋調査士会用品紙)

請求番号：22-2

土地建物位置関係図

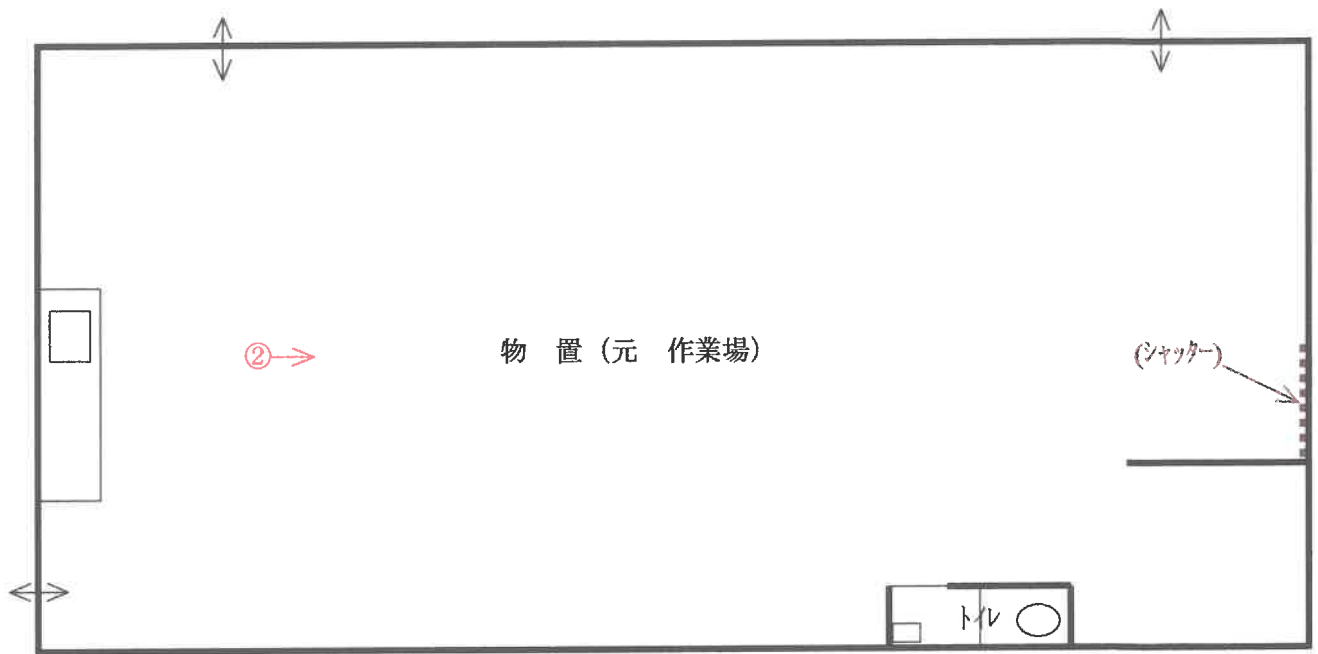
(写真撮影位置図)



○→ = 写真撮影位置・方向

建 物 間 取 図

(写真撮影位置図)



○→ = 写真撮影位置・方向



①



②



③

令和7年（ケ）第 60号
令和7年9月 9日 現地調査
令和7年9月10日 評 価

さいたま地方裁判所熊谷支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

齋 藤 雅 一

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 |
| | 地 番 | 1 4 6 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 9. 4 5平方メートル |
| 2 | 所 在 | 熊谷市善ヶ島字宮西 1 4 6 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 7 0. 1 0平方メートル |

第1 評価額

一 括 価 格	
金2,080,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金800,000円
物件2（建物）	金1,280,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり 同 上 同 上 同 上	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり 同 上 同 上 同 上 同 上	物 置
物件番号	特 記 事 項		
1・2	国土調査による地籍図と、建物図面とを重ね合わせた結果、西側隣地（146番1）と本件土地との境界線は、本件建物の西側外壁からおおよそ50cmの位置に、西側外壁と平行に存する模様で、建物図面表示の境界線はこれより西側隣地側にはみ出した位置に記載されている。 これにより、本件建物の西側犬走りや西側周囲舗装の一部は、西側隣地上に張り出している可能性が高い。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	J R 高崎線・秩父鉄道線「熊谷」駅の北方約9 6 0 0 m（道路距離、以下同様）に位置している。	
付近の状況	県道沿いに一般住宅や農家住宅等が建つ住宅地域で、主な便益施設は次のとおりである。 長井小学校 …………… 南西方約1 8 0 0 m 妻沼東中学校 …………… 北西方約1 4 0 0 m	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ペ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他	市街化調整区域、既存の集落外 なし 6 0 % 2 0 0 % － 下記災害ハザードであることにより、R 4 年4 月より都市計画法3 4 条1 1 号区域・及び「既存の集落」から除外された。
画 地 条 件	地 形 地 勢 そ の 他	積 状 3 3 9.4 5 m ² ほぼ長方形地 利根川右岸のほぼ平坦地 災害ハザード（家屋倒壊等氾濫想定区域・氾濫流）
接 面 道 路 の 状 況	北東側が現況幅員約8.0 mの舗装県道（羽生妻沼線、建築基準法4 2 条1 項1 号道路）に、等高に接面する。	
土地の利用状況等	（利用状況） 地上には、物件2 の建物、パイプ組による簡易物置（動産）1 基が存し、件外建物はない。 （隣地の状況等） 住宅等である。	
供給処理施設	上 水 道：あ り 下 水 道：な し ガス配管：な し	

(前ページから続く)

特 記 事 項	地上建物建替の可能性 A 現在までの経緯 ① 本件土地は、平成1年2月23日付で既存宅地確認を受けた「線引前宅地」である。 ② 物件2の建物は、平成1年3月16日付・第3388号で、本件土地の範囲を敷地として、「店舗」新築の建築確認を取得済。 B 建替えの可能性（当職照会に対する熊谷市開発審査課の教示） 既存の集落外の物件であるので、建物の用途を店舗（専用店舗）以外の用途に変更する旨の許可を行うことは困難である。 （当職付記） 属人性のない物件であるので、専用店舗の用途であるならば、第三者であっても、建物使用や建替を行いうる可能性があるが、これ以外の用途（例として住宅併用店舗や専用住宅）への用途変更許可（都市計画法第43条の許可）を得ることは困難である。
---------	---

本葉以下余白

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成1年3月17日築 経済的全耐用年数 42年程度（経過年数＋残存耐用年数） 経過年数 37年程度 経済的残存耐用年数 5年程度（現状を考慮）
仕 様	構 造： 鉄骨造 屋 根： 亜鉛メッキ鋼板葺（折版） 外 壁： 非金属サイディング等 内 壁： セメント系成型板・合板等 天 井： 吸音板貼等 床： 硬質塩ビ床材等 設 備： 電気・給排水設備で、便所は水洗。 アスベストの存否は不明。
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材： 普通 施 工： 普通
保守管理の状態	普通程度以下
建物の利用状況	本件現況調査報告書のとおり。
特記事項	・ 令和5年頃まで、大型自動車のマフラー等を制作する、金属加工の作業所として利用されていた模様であるが、現状は廃業して物置となっており、内部には、かなりの量の、什器・工具・機具・備品、梱包材、材料、半製品、書類等が、雑然と置かれている。 ・ 建物の外部には、アセチレン、酸素、アルゴン等のボンベが残置されるほか、塗料及び有機溶媒の廃缶類等も積まれており、缶の表示によると、特定化学物質障害予防規則（特化則：労働省）の第2類指定物質であるエチルベンゼンを含む溶剤も使用されていた模様である。 ・ 本件建物は、前記のとおり、店舗（専用店舗）として建てられたものであるので、現状（物置であること）は、都市計画法の規範に抵触する可能性がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	8,500	1.00	339.45	0.90	2,597,000

ア 標準画地価格

基準地 熊谷（県）－8

$$\text{基準地価格 } 10,300\text{円/㎡} \times \text{時点修正 } 100/100 \times \text{標準化補正 } 100/100 \times \text{地域格差 } 100/120.7 \div \text{標準画地価格 } 8,500\text{円/㎡}$$

◇ 時 点 修 正 : 基準地価格等の価格時点から評価日までの査定変動率

◇ 標準化補正 : ない

◇ 地 域 格 差 : 市街地との位置関係等 +10%
 街路条件 -5%
 基準地は災害ハザード外 +10%
 公法上の規制(基準地は都計法34条11号区域) +5%
 $(100+10)\% \times (100-5)\% \times (100+10)\% \times (100+5)\% \div 120.7\%$

イ 個 別 格 差 : ない

ウ 地 積 : 物件目録に記載した登記数量

エ 建 付 減 価 : 建物の経年等を考慮 -10%

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、類似建物の標準的な建築費を参考として査定し、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正等を行って、建物価格を判定した。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	170.10	0.083	2,118,000

ウ 現価率

経過年数 37 年、経済的残存耐用年数 5 年、残価率 0 %とした定額法（現価率 0.119）と
 観察減価法（建物の現状等を考慮し、－30 %と査定）を併用して下記のとおり査定した。

$$0.119 \times (1 - 0.30) \div 0.083$$

2 評価額の判定

前記 1 により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土
 地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,597,000	0.30	法定地上権	779,000

（注）売却により法定地上権が成立し、その割合を 30 %と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,597,000	-779,000		0.63	0.70	800,000
2	2,118,000	+779,000	1.00	0.63	0.70	1,280,000
一括価格（合計）						2,080,000

ウ 占有減価修正： ない。

エ 市場性修正： ・ 建物の用途変更が困難であること -10%
 ・ 建物の現況用途が適法性を欠き、かつその現状から、
 買受人において相応の片付け等を要することとなる可能性等 -30%

$$(100-10)\% \times (100-30)\% = 63.0\%$$

オ 競売市場修正： 前記第 2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地価格 熊谷（県）－8 （添付図面参照）

所在地番等：熊谷市上根字前田613番1

価 格：10,300円/㎡

位 置：「熊谷」駅から約8.5km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：597㎡

供給処理施設：上水道がある

接面街路：南4.1m市道

用途指定等：市街化調整区域、建ぺい率60%、容積率200%

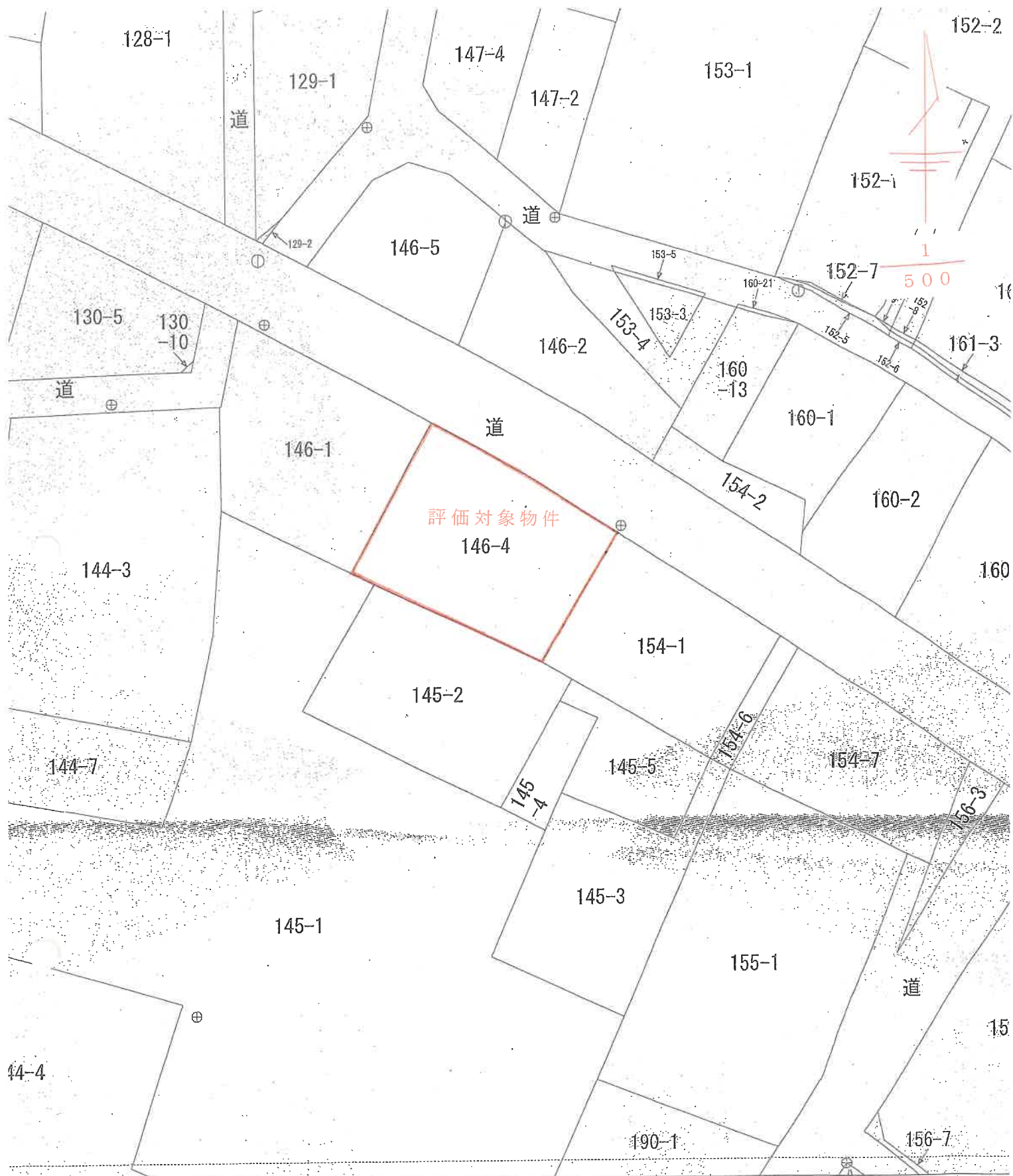
地域の概要：農家住宅、一般住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 近隣案内図（裁判所限り）
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写（配置図を兼ねる）
- 5 現況写真（裁判所限り）

以 上





基準値種別：図上測定

土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

善ヶ島

谷市善ヶ島字宮西	地番 -10-	146番4	公 図 写
----------	------------	-------	-------

登記年月日：平成1年4月4日
2248468

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年6月19日
さいたま地方支務局熊谷支局

登記官

- 111 -

建物図面・各階平面図写

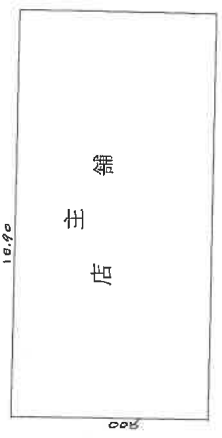
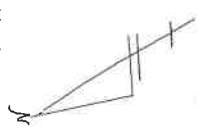
A 3 判を縮小した
(配置図を兼ねる)

各 階 平 面 図

家屋番号
146番4

建物の所在
大里郡妻沼町大字善ヶ島字宮西 146番地4

熊谷市



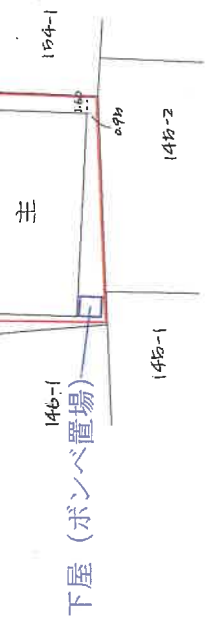
道 路

国調地籍図と重ね合せた境界線

簡易 (パイプ組) 物置

求 積

$$18.90 \times 9.00 = 170.1000 \quad 170.10 \text{ (}\text{m}^2\text{)}$$



作製者
土地調査士
家屋

縮尺
1/250

(埼玉県家屋調査士会製)

(埼玉県家屋調査士会用紙)

申請人

縮尺
1/500